平成２１年（排）第１６号

排　除　命　令　書

東京都新宿区西新宿一丁目１番４号
株式会社京王百貨店
同代表者　代表取締役　山　本　敏　雄

大阪市北区角田町８番７号
株式会社阪急阪神百貨店
同代表者　代表取締役　新　田　信　昭

東京都港区南青山四丁目１番６号
トミヤアパレル株式会社
同代表者　代表取締役　南　口　　孝

公正取引委員会は，前記の者らに対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社京王百貨店（以下主文において「京王百貨店」という。），株式会社阪急阪神百貨店及びトミヤアパレル株式会社の３社（以下主文において「３社」という。）は，一般消費者に販売した「ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥ」と称するブランドの「７３００－３８１０－Ｒ１」，「７３００－３８１０－Ｒ２」，「７３００－３８１０－Ｒ３」，「７３００－３８１０－Ｒ４」，「７３００－３８１０－Ｒ５」，「７３００－３８１０－Ｒ６」，「７３００－３８１０－Ｒ７」及び「７３００－３８１０－Ｒ８」の８品番に係るワイシャツ（以下主文において「ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥワイシャツ８品番」という。）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，京王百貨店及びトミヤアパレル株式会社にあっては平成２０年９月ころから同年１２月こ

ろまでの間，株式会社阪急阪神百貨店にあっては同年１０月ころから同年１２月ころまでの間，当該商品の下げ札及び襟表示において，また，京王百貨店にあっては，併せてプライスカードにおいて行った，あたかも，当該商品は形態安定加工が施されたものであるかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　３社は，今後，ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥワイシャツ８品番又はこれらと同種の商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ，これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。

３　３社は，今後，ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥワイシャツ８品番又はこれらと同種の商品の取引に関し，第１項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

４　３社は，第１項に基づいて行った公示及び第２項に基づいて採った措置について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１(1) 株式会社京王百貨店（以下「京王百貨店」という。）及び株式会社阪急阪神百貨店（以下「阪急阪神百貨店」という。）は，それぞれ肩書地に本店を置き，百貨店業を営む事業者であり，トミヤアパレル株式会社（以下「トミヤアパレル」という。）は，肩書地に本店を置き，衣料品の製造販売業を営む事業者である。

(2) 阪急阪神百貨店は，株式会社阪急百貨店が平成２０年１０月１日に商号を変更したものであり，同日，株式会社阪神百貨店を吸収合併している。

2 (1) 「ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥ」と称するブランドは，平成１４年ころ，京王百貨店及び株式会社阪神百貨店が，専ら自らが販売する紳士用衣料品に使用するものとして立ち上げたものであり，平成２０年１０月１日以降，京王百貨店及び阪急阪神百貨店が使用しているものである。

(2) 京王百貨店及び阪急阪神百貨店は，「ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥ」と称するブランドの「７３００－３８１０－Ｒ１」，「７３００－３８１０－Ｒ２」，「７３００－３８１０－Ｒ３」，「７３００－３８１０－Ｒ４」，「７３００－３８１０－Ｒ５」，「７３００－３８１０－Ｒ６」，「７３００－３８１０－Ｒ７」及び「７３００－３８１０－Ｒ８」の８品番に係るワイシャツ（以下「ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥワイシャツ８品番」という。）をトミヤアパレルに委託して製造させ，京王百貨店にあっては，平成２０年９月ころから同年１２月ころまでの間，阪急阪神百貨店にあっては，同社の阪神百貨店梅田本店において，同年１０月ころから同年１２月ころまでの間，それぞれ一般消費者に販売していた。

(3) 京王百貨店及び阪急阪神百貨店は，トミヤアパレルに，ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥワイシャツ８品番に取り付ける下げ札及び襟表示の具体的な記載内容の決定を委ねており，同社は，当該下げ札及び襟表示の記載内容を決定している。

(4) 形態安定加工は，衣料品の洗濯後のしわ等を軽減するために施すものであり，当該加工が施された衣料品は，当該加工が施されていないものと比べて，一般に機能性がある商品として好まれる傾向にある。

3　京王百貨店及びトミヤアパレルは平成２０年９月ころから同年１２月ころまでの間，阪急阪神百貨店は同年１０月ころから同年１２月ころまでの間，ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥワイシャツ８品番について，当該商品の下げ札（別添写し１）及び襟表示（別添写し２）に「ＥＡＳＹ　ＴＯ　ＩＲＯＮ　形態安定」と，また，京王百貨店にあっては，併せて店頭において掲示したプライスカード（別添写し３）に「ワークカプセル　（綿１００％　形態安定加工）」と記載することにより，あたかも，当該商品は形態安定加工が施されたものであるかのように示す表示をしているが，実際には，当該商品は形態安定加工が施されたものではなかった。

4　京王百貨店，阪急阪神百貨店及びトミヤアパレルは，平成２０年１２月２日，ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥワイシャツ８品番の販売を中止し，それぞれ，別表の「告知期間」欄記載の間，同表の「方法」欄記載の方法により，一般消費者に対し当

該商品に形態安定加工が施されていない事実を告知した。

法　令　の　適　用

前記事実によれば，京王百貨店，阪急阪神百貨店及びトミヤアパレルは，ＷＯＲＫＣＡＰＳＵＬＥワイシャツ８品番の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成２１年２月２４日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　濱　崎　恭　生

委　員　後　藤　　晃

委　員　神　垣　清　水

別表

事業者名	告知期間	方法
株式会社京王百貨店	平成２０年１２月９日以降	店頭に掲示
	平成２０年１２月１０日から同月３１日まで	自社のウェブサイトに掲載
株式会社阪急阪神百貨店	平成２０年１２月９日以降	店頭に掲示
	平成２０年１２月１０日以降	自社のウェブサイトに掲載
トミヤアパレル株式会社	平成２０年１２月１０日から平成２１年1月１０日まで	自社のウェブサイトに掲載